

えいせい



都庁職衛生局支部
 支部長 若梅 晶子

新年明けまして

おめでとー(ゴ)ーます

都政を担う現場の第一線で奮闘している組合員のみなさん、新年あけましておめでとうございます。今年も執行部一同、組合員の生活と権利、労働条件を向上させるために奮闘する決意です。

この年末年始の間も休むことが許されないのが私たち医療・福祉の職場です。働いた組合員のみなさん、本当にご苦労さまでした。

昨年は、全国各地で地震、台風・豪雨といった災害が日本列島を襲いました。改めて日ごろからの備えに対する地方自治体の取り組みの重要性が認識させられました。義捐金の取り組み、職員派遣など、多くの組合員のみなさんが奮闘されたことと思います。ご苦労さまでした。都立病院のほとんどが災害拠点病院となっています。災害に対する不安を払しょくできる体制確保がますます重要であると考えます。都民の命と健康を守るために一緒に奮闘しましょう。

東京都病院経営本部は、新たな改革プランを発表しました。プランでは、都立病院の地方独立行政法人化を検討するとされています。

都立病院の充実を求める連絡会が年末に、都知事、経営本部要請を行いました。知事要請では、多羅尾副知事が対応し「これまで駒込と養育院で勤務してきた。都立病院はそれぞれ特色をもって役割を果たし都民の健康を守っている。少子高齢化のもとで患者サービス、医療水準、高度専門医療などを向上させるため、病院経営については丁寧に検討していきたい」とこたえました。

1月末には新年度予算が発表されます。「働き方改革」が叫ばれています。職場の実態はどうでしょうか？業務量に見合う人員が配置されているでしょうか？誰もが安心して働き続けられる職場をめざしていく。そのためにも組合員に結集して、職場要求を実現しましょう。

衛生局支部執行委員新体制

- 支部長 若梅晶子 (小児総合医療センター)
 - 副支部長 高橋一人 (保健政策部)
 - 奥山領華 (多摩総合医療センター)
 - 書記長 矢吹義則 (府中療育センター)
 - 書記次長 河原崎利行 (北療育医療センター)
 - 会計 大須賀佳代子 (小児総合医療センター)
 - 執行委員 横坂泰子 (北療育医療センター)
 - 池田年弘 (西多摩保健所)
 - 平岩克敏 (多摩小平保健所)
 - 山口純一 (動物愛護相談センター)
 - 山本裕子 (府中療育センター)
 - 岡地博美 (府中療育センター)
 - 山本輝美 (健康長寿医療センター)
 - 杉森知子 (府中療育センター)
 - 鎌塚尚生 (健康長寿医療センター)
- 2019年組合員の生活と権利、労働条件向上のために執行部一同奮闘します。

都庁職衛生局支部

<新春旗開き>

◆2019年1月22日(火)

18時半開始(18時受付)

◆都庁第1庁舎32階 南側

職員食堂(ユースト ジャパン)

今後の主な取組

- ◆2月10日(日) 北習志野駅9時集合 女性部「味噌づくり」(習志野市内)
- ◆2月16日(土) 12:00~17:00 都立病院独法化反対宣伝行動(国立駅前 支部春闘討論集会(府中療育センター))
- ◆3月2日(土)~3日(日) かつとびスキー・スノボ in 白馬
- ◆3月16日(土) 17:00~ 支部退職者激励会(中野サンプラザ)



福祉保健局・病院経営本部における平成31年度4月1日以降の新規採用が以下の職種で公募承認されました

技能I 監察医補佐	1名程度(福保)
農業技術	1名程度(福保)
診療放射線	7名程度(福保・病経)
理学療法士	10名程度(福保・病経)
歯科衛生士	2名程度(福保・病経)
臨床検査	9名程度(福保・病経)
医療技術(臨床工学技士)	5名程度(福保・病経)
児童心理司(任期付)	2名程度(福保)
作業療法士	3名程度(病経)
医療技術(医学物理士)	1名程度(病経)
福祉技術	2名程度(病経)

*引き続き職場実態に見合う人員確保を求めています

国家公務員の定年延長に向けて年内にも法案提出？2021年4月施行か

60歳から給与7割 定年延長賃金カーブ抑制

日経新聞報道では、国家公務員の定年を60歳から65歳に延長するための法案の概要が判明したとしています。

その内容は、政府が国家公務員法や給与法の改正などの関連法案を年内にも提出することをめざし、2021年4月に施行し、定年を段階的に引き上げる方針をとしています。

法案には60歳以上の職員給与を60歳前に比べ、7割に抑える方針を明記。民間企業の給与水準が7割程度との人事院調査を踏まえたこと。

賃金カーブの見直しでは、60歳以上の給与のみを7割に抑制するのは「当分の間の措置」と位置づけ60歳未満と一体で抑制する規定を設ける。50代から60代の給与水準がなだらかになるようにする。今後、具体的な引き下げ幅や時期を調整する。50代から徐々に給与水準を抑制する形になるとしています。

制度的に東京都にそのまま反映されることはないと思われませんが、無年金期間が長期化する中で現行の再任用職員の処遇改善が急務と言えます。

狙いは総人件費抑制で人手不足解消か

また政府は、60歳未満の給与水準の抑制に加え、60歳以上の職員が短時間勤務を選べる制度も併せて導入するとしています。さらに、個人の体力や事情に合わせた多様な働き方を可能にする。一方、65歳まで働ける現行の再任用制度は原則廃止する。定年の段階的な引き上げ期間中は存続させ、65歳への延長が完了した時点で廃止する方針としています。

60歳に達すると原則として管理職から外す「管理監督職務上限年齢(仮称)」の制度をつくる。専門性が高く後任を見つけないくいポストなどに限って留任を認め、例外規定を設ける。例外として認められれば60歳に達しても給与を7割に減らす対象には含まないとしています。



定年引き上げの開始時期やペーシングは21年度の61歳から2年に1歳ずつ引き上げる案を軸に検討。29年度に65歳への延長が完了するとなっています。

都立病院経営委員会が都立病院の独法化に対する見解を表明 「都立病院独法化は誤り」

(東京保険医新聞11月号「主張」より)

都立病院経営委員会は、2018年、東京都立病院をすべて独立行政法人化(独法化)することを提言した。都立病院の診療に関する収支は均衡が取れているが、毎年約400億円を都の一般会計から繰り入れていることの解消を求めた。しかしこの費用は災害対策や行政的医療など、東京都が都民に対して義務を持つ事業の費用であり、独法化で解決するのは筋違いである。すでに独法化された病院では、経費削減のための人員削減、給与削減、各種業務の外注化、非正規職員化が行われた。独法化されれば医師や看護師ら、現職約7千人が非公務員となる。増収のためには保険外の患者負担(紹介状なしの初診料、セカンドオピニオン診療費、文書量、差額ベッド料、分娩費など)の増額、不採算部門の切り捨て、必要な入院期間の短縮などが行われている。

経営委員会は都立8病院のあるべき姿として、効率的な行政的医療、高水準の医療、地域医療への貢献、の3項目を要求し、これらを実現するためには「柔軟な人事や実績を反映させた給与設定などができる」地方独立行政法人が「ふさわしい経営形態」だとしている。総務省が2008年12月に発出した公立病院改革ガイドラインに従った方針であるが、都議会には採算重視は公共医療の切り捨てにつながるとして、独法化に反対する意見もある。

都立病院の責務の中で、分かりやすいのは災害医療だろう。近年さまざまに災害が起こっているが、災害時には拠点となる病院が欠かせない。災害拠点病院には高度な耐震性能、非常用電源、給水能力が求められる。災害時には多数の被災者を収容する能力、対応する人材、各種の備蓄も必要である。また、被災地(国)に派遣するチームへの協力も、公的病院であつてこそ、できることである。

救急医療や過疎地の医療も不採算を理由に切り捨てられない。周産期医療、難病対策、障害者・高齢者への対応など「行政的医療」と呼ばれる不採算医療の実施は特に重要だ。感染症対策、ワクチン行政への協力も欠かせない。

都立病院には高度な技術や設置を必要とする検査や治療を行って、地域の医療レベルを向上させる任務もある。自治体内の医療関係者の指導・教育や、住民の教育を行うことも必要である。このように、都立病院が担ってきた活動には行政の力が必要であり、採算性が優先される医療法人にできることではない。

独法化されて、病院の運営に都議会が関与できなくなれば行政との連携が失われて、地域医療連携などに公共性の追求が失われる。不採算の診療が切り捨てられれば、受診困難が生まれることは明らかだ。また、年間400億円の費用であるが、東京都の予算は2016年、一般会計歳入が約7兆円、全会計では約14兆円であり、福祉大国スウェーデンの国家予算を上回り、3兆円かけてオリンピックを開催してもなお、3兆円の貯金がある。

夕張市をはじめとする地方自治体の経済破たんは、政府が公的病院を独法化させる動機となっている。



1990年代初頭のバブル崩壊の時、政府は経済刺激策として、地方自治体の公共事業投資を奨励した。ところが政府は費用を補てんするどころか、01年年度から07年度の間、地方交付税を年間6.2兆円も圧縮した。この差額は、07年には累積200兆円にもなり、今日の地方自治体債務の真の原因となっている。

しかし、もともと地方交付税を受け取らない、裕福な東京都には無関係のなしである。政府が消費税と同額の法人減税を続けながら福祉を切り捨てている方針に従う必要はない。

東京保険医協会は、東京都で開業・勤務する保険医を対象とした会員制の任意団体。国民の健康と医療向上を図ることを目的に1963年に設立されました。